



平成 26 年 6 月 23 日

各 位

会 社 名 長 野 計 器 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 依 田 恵 夫
(コード番号 7715 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 上 席 執 行 役 員
法 務 部 長 涌 井 利 文
(電話番号 03-3776-5379)

内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ

当社は、平成26年5月27日付で「調査委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、過去に提出いたしました有価証券報告書及び内部統制報告書の訂正作業を進めてまいりました。

本日、訂正を反映させた過年度の有価証券報告書の訂正報告書を提出するとともに、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出いたしましたのでお知らせいたします。

株主及び取引先の皆様をはじめ、関係各位の皆様には多大なるご心配とご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 訂正の対象となった内部統制報告書

- ① 第 88 期 内部統制報告書 (自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日)
- ② 第 89 期 内部統制報告書 (自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日)
- ③ 第 90 期 内部統制報告書 (自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)
- ④ 第 91 期 内部統制報告書 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)

2. 訂正の内容

I ①第 88 期及び②第 89 期内部統制報告書の訂正内容は下記のとおりです。

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、重要な欠陥に該当すると判断しました。したがって、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、調査委員会（委員長：深澤久仁汎社外監査役）を設置し、当社の貸付金の一部について、その貸付手続および貸付先等の事実関係およびその内容を調査してまいりました。

同調査の結果、当社の取締役が期中において仮払金の形で法人主要株主に資金提供を行うとともに、各四半期末において当社から代理店を経由し、または当社の子会社から直接の短期融資に振り替えた形にして仮払金の形を解消し、迂回した資金提供を実行していたという事実、問題点および法的評価を踏まえての提言などが記載されている調査報告書を受領いたしました。

当該調査報告書で明らかになった資金提供が生じた原因は、統制環境の不備及びモニタリングの不備に起因して全社的な内部統制が有効に機能しなかったことによるものと認識しております。

すなわち、統制環境の不備は、取締役の監督機能及び監査役の監査機能が十分に機能しなかったことであります。

また、モニタリングの不備は、取締役及び従業員が同一部門の同一ポストに長期間留まる傾向にあり部長職を兼務することにより、組織間の相互牽制機能が働かなかつたこと及び不十分な内部監査体制であったことであります。

以上の財務報告に係る内部統制の不備は、質的影響の重要性を考慮した結果、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。

また、上記の不備については、平成 26 年 3 月期の会計監査人の財務諸表監査の過程で明らかになったため、当連結会計年度末日において是正が完了しておりません。

本件に対する当社の対応として、平成 22 年 3 月期以降の関連当事者情報の注記を訂正し、平成 22 年 3 月期から平成 25 年 3 月期の有価証券報告書の訂正報告書を提出いたしました。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、財務報告に係る内部統制の重要な欠陥を是正するために、調査委員会の調査報告書における事実関係、問題点及び法的評価を踏まえての提言を検討し、必要な改善及び措置を進め、以下のとおり再発防止策を講じ内部統制の充実を図り法令遵守の徹底に努めてまいります。

（１）当社が提供した資金の早期回収

当社に関する課題は、まず当社の提供した資金の早期回収を図ることです。その具体的方法は資金提供先が保有する有価証券を売却することで進めており、平成 26 年 9 月末を目途に回収を図る予定です。

（２）社内規程の遵守及び相互牽制機能の強化

職務分掌・権限規程等の運用を厳格にするとともに、同一の取締役及び部長職等の兼務は平成 26 年 10 月を目途に解消し、職務分掌・決裁権限基準の見直しは同年 7 月より着手し、同年 10 月以降より相互牽制機能の強化を図ります。

（３）内部監査部門が行う監査範囲の拡充

金融商品取引法で定めた内部統制の監査を重点的に実施してまいりましたが、平成 26 年 7 月よりこれを見直したうえで監査手順の整備を行い、同年 10 月より業務上の取引の手続きに関する適正性を担保する業務監査の拡充を図ります。

（４）コンプライアンスマニュアルの見直し及びコンプライアンス教育の徹底

現行のコンプライアンスマニュアル（平成 24 年 2 月制定）の見直しは、平成 26 年 7 月より着手し、同年 10 月に完成したうえで、当社グループの従業員対象のコンプライアンスマニュアルの研修頻度を向上させ、コンプライアンス意識を浸透及び定着させてまいります。

また、取締役及び監査役につきましては、外部講師による研修の頻度を向上し、取締役及び監査役の監視・監督機能の強化を図るため取締役及び監査役のコンプライアンス意識を向上させてまいります。

(5) 風通しの良い職場環境の構築

風通しの良い職場環境の構築に向け、平成 26 年 7 月に着手し、同年 10 月より個人の適性及び同一部門での在籍期間等を考慮し、人事の流動化に努めます。また、若手管理職の登用を図ります。

II ③第 90 期及び④第 91 期内部統制報告書の訂正内容は下記のとおりです。

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、調査委員会（委員長：深澤久仁汎社外監査役）を設置し、当社の貸付金の一部について、その貸付手続および貸付先等の事実関係およびその内容を調査してまいりました。

同調査の結果、当社の取締役が期中において仮払金の形で法人主要株主に資金提供を行うとともに、各四半期末において当社から代理店を経由し、または当社の子会社から直接の短期融資に振り替えた形にして仮払金の形を解消し、迂回した資金提供を実行していたという事実、問題点および法的評価を踏まえての提言などが記載されている調査報告書を受領いたしました。

当該調査報告書で明らかになった資金提供が生じた原因は、統制環境の不備及びモニタリングの不備に起因して全社的な内部統制が有効に機能しなかったことによるものと認識しております。

すなわち、統制環境の不備は、取締役の監督機能及び監査役の監査機能が十分に機能しなかったことであります。

また、モニタリングの不備は、取締役及び従業員が同一部門の同一ポストに長期間留まる傾向にあり部長職を兼務することにより、組織間の相互牽制機能が働かなかったこと及び不十分な内部監査体制であったことであります。

以上の財務報告に係る内部統制の不備は、質的影響の重要性を考慮した結果、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

また、上記の不備については、平成 26 年 3 月期の会計監査人の財務諸表監査の過程で明らかになったため、当連結会計年度末日において是正が完了しておりません。

本件に対する当社の対応として、平成 22 年 3 月期以降の関連当事者情報の注記を訂正し、平成 22 年 3 月期から平成 25 年 3 月期の有価証券報告書の訂正報告書を提出いたしました。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、調査委員会の調査報告書における事実関係、問題点及び法的評価を踏まえての提言を検討し、必要な改善及び措置を進め、以下のとおり再発防止策を講じ内部統制の充実を図り法令遵守の徹底に努めてまいります。

(1) 当社が提供した資金の早期回収

当社に関する課題は、まず当社の提供した資金の早期回収を図ることです。その具体的方法は資金提供先が保有する有価証券を売却することで進めており、平成 26 年 9 月末を目途に回収を図る予定です。

(2) 社内規程の遵守及び相互牽制機能の強化

職務分掌・権限規程等の運用を厳格にするとともに、同一の取締役及び部長職等の兼務は平成26年10月を目途に解消し、職務分掌・決裁権限基準の見直しは同年7月より着手し、同年10月以降より相互牽制機能の強化を図ります。

(3) 内部監査部門が行う監査範囲の拡充

金融商品取引法で定めた内部統制の監査を重点的に実施してまいりましたが、平成26年7月よりこれを見直したうえで監査手順の整備を行い、同年10月より業務上の取引の手続きに関する適正性を担保する業務監査の拡充を図ります。

(4) コンプライアンスマニュアルの見直し及びコンプライアンス教育の徹底

現行のコンプライアンスマニュアル（平成24年2月制定）の見直しは、平成26年7月より着手し、同年10月に完成したうえで、当社グループの従業員対象のコンプライアンスマニュアルの研修頻度を向上させ、コンプライアンス意識を浸透及び定着させてまいります。

また、取締役及び監査役につきましては、外部講師による研修の頻度を向上し、取締役及び監査役の監視・監督機能の強化を図るため取締役及び監査役のコンプライアンス意識を向上させてまいります。

(5) 風通しの良い職場環境の構築

風通しの良い職場環境の構築に向け、平成26年7月に着手し、同年10月より個人の適性及び同一部門での在籍期間等を考慮し、人事の流動化に努めます。また、若手管理職の登用を図ります。

以上